

2024年度 東京工業大学基金奨学金 「多田記念奨学金」募集要項

東京工業大学では、創立130周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を用途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。このたび、東京工業大学では、ご寄附いただいた方々のご意志を尊重し、平成24年3月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始することといたしました。

【「多田記念奨学金」設立の経緯】

本奨学金は、多田様より「卒業生として、経済的に困窮する本学学生を応援させていただきたい」とのお気持ちから、「多田記念奨学金」を設立いたしました。なお、今回のご支援は、多田様のご令室様も、本学にて長きに渡りご尽力いただいたことから、本学とご縁がある多田様ご夫妻からの温かいお気持ちとして、頂戴したものです。

1. 奨学金の目的

学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、将来リーダーとして国際的に活躍できる人材の養成に資することを目的とする。

2. 奨学生の応募資格

- (1) 2024年4月現在、学士課程に在学する者。所属（院・系）は問わない。
- (2) 学業成績が特に優秀で、更に学業の発展向上が期待できる者。
- (3) 本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合支払金額が800万円未満の者、給与所得外の場合所得金額が337万円未満の者。
- (4) 日本国籍である者。

※ 他の給付奨学金等（東工大基金奨学金を除く）との併給可能。

3. 採用予定人数

若干名

4. 奨学金の額

月額 30,000円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、原則として学士課程の標準修業年限の終期までとする。ただし、

学士課程卒業後引き続き本学修士課程に入学し、資格を満たす場合は、申請に基づき、修士課程の標準修業年限以内で支給を継続する。

なお、早期卒業及び短縮修了する場合は、その期間とする。

また、廃止の事由に該当する場合は、この限りではない。

6. 出願の手続き

(1) 学内選考申請を行う。

下記①及び②の両手順を、応募締切期限までに完了させる。(一方の手順完了だけでは選考対象としない)

①「学内選考用奨学金申請書」と関係添付書類一式をPDFファイルにし、1つのフォルダ内にまとめ、当該フォルダを「書類提出先Box」にアップロード(提出)する。

②書類アップロード後に、「申請フォーム」より入力申請を行う。

※学内選考申請の詳細は、下記大学HPにて確認のこと。

(在学生の方>学費・奨学金>民間財団等奨学金>民間等奨学金について)

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/financial-aid/applications>

(2) 書類選考通過者は別途期日までに以下の書類を提出しなければならない。

① 基金奨学金申請書

② 小論文「あなたは将来リーダーとして国際的にどのような活躍をしたいですか。」
(400字程度)

③ 推薦書(アカデミックアドバイザー又は指導教員に依頼。様式任意)

7. 応募締切

**応募締切 2024年5月15日(水) 10日(金) 17:00 厳守 ※締切日時以降の到着分は受理
しません。**

学内選考通過者 追加書類提出締切 2024年5月24日(金)

8. 奨学生の選考

(1) 第一次選考: 書類選考 2024年5月17日 16日までに選考結果通知(メール) 予定

(2) 第二次選考: 面接選考 2024年6月上~中旬予定(詳細は追って連絡)

(3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

2024年7月中旬~下旬開催予定の奨学生採用式に、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること(ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること)。

10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

11. 奨学金の休止及び復活

(1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

(2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止する

ことがある。

- (3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

1 2. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 3. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 4. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 5. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

学務部学生支援課経済支援グループ
大岡山キャンパス Taki Plaza 1階
TEL: 03-5734-3014
E-MAIL: gak.kei@jim.titech.ac.jp